

平成28年第1回 広島市議会定例会提出案件
(平成28年度関係分)

予算案	条例案	その他の 議案	計
23件	25件	27件	75件

1 予算案

- (1) 平成28年度広島市一般会計予算
- (2) 平成28年度広島市住宅資金貸付特別会計予算
- (3) 平成28年度広島市母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計予算
- (4) 平成28年度広島市物品調達特別会計予算
- (5) 平成28年度広島市公債管理特別会計予算
- (6) 平成28年度広島市広島市民球場特別会計予算
- (7) 平成28年度広島市用地先行取得特別会計予算
- (8) 平成28年度広島市西風新都特別会計予算
- (9) 平成28年度広島市後期高齢者医療事業特別会計予算
- (10) 平成28年度広島市介護保険事業特別会計予算
- (11) 平成28年度広島市国民健康保険事業特別会計予算
- (12) 平成28年度広島市競輪事業特別会計予算
- (13) 平成28年度広島市中央卸売市場事業特別会計予算
- (14) 平成28年度広島市国民宿舎湯来ロッジ等特別会計予算
- (15) 平成28年度広島市駐車場事業特別会計予算
- (16) 平成28年度広島市開発事業特別会計予算
- (17) 平成28年度広島市市立病院機構資金貸付特別会計予算
- (18) 平成28年度元宇品町財産区特別会計予算
- (19) 平成28年度三入財産区特別会計予算
- (20) 平成28年度砂谷財産区特別会計予算
- (21) 平成28年度広島市水道事業会計予算
- (22) 平成28年度広島市下水道事業会計予算
- (23) 平成28年度広島市安芸市民病院事業会計予算

2 条 例 案

- (1) 広島市区の設置等に関する条例の一部改正について
(企画総務局)

地方自治法の改正に伴い、区の事務所が分掌する事務について定めるもの

施行期日 平成28年4月1日

- (2) 広島市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例等の一部改正について
(経済観光局ほか)

農業委員会等に関する法律の改正によるもの

(広島市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の改正内容)

1 題名の変更

現 行	広島市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例
改 正	広島市農業委員会の委員等の定数に関する条例

2 農業委員会の委員の定数を改める。

(現行) (改正)
38人 → 19人

3 農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数を44人とする。

施行期日 平成28年4月1日

(3) 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（企画総務局ほか）

行政不服審査法の施行に伴うもの
(主な改正内容)

行政処分の不服申立制度について、処分庁に対する異議申立てが廃止され、審査庁に対する審査請求に一元化されること等に伴う規定の整備

施行期日 平成28年4月1日

(4) 広島市行政不服審査会条例の制定について（企画総務局）

行政不服審査法の施行に伴い、市長の附属機関として設置する広島市行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるもの

施行期日 平成28年4月1日

(5) 広島市建築審査会条例の一部改正について（都市整備局）

第5次地方分権一括法による建築基準法の改正に伴うもの

建築審査会の委員の任期を2年と定める。

施行期日 平成28年4月1日

(6) 広島市情報公開条例等の一部
改正について (企画総務局)

手数料を改定するもの

公文書等のカラー複写 (用紙1枚片面に
つき)

(現行) (改正)
100円 → 20円

施行期日 平成28年4月1日

(7) 広島市個人番号の利用に関する
条例の一部改正について
(企画総務局)

(主な改正内容)

行政手続における特定の個人を識別する
ための番号の利用等に関する法律の規定
に基づき、個人番号の独自利用事務等に
ついて定めるもの

施行期日 平成28年4月1日
ただし、一部については公
布の日から起算して1年6
か月を超えない範囲内にお
いて規則で定める日

(8) 外国の地方公共団体の機関等に
派遣される職員の処遇等に関す
る条例等の一部改正について
(企画総務局)

地方公務員法の改正に伴う規定の整備

施行期日 平成28年4月1日

- (9) 行政不服審査法による書面の写し等交付手数料条例の制定について（企画総務局ほか）
- 行政不服審査法の施行に伴い、審理員による審理手続に係る書面の写し等を交付する場合の手数料を定めるもの
- 用紙1枚片面につき10円（カラー複写等の場合は20円）
- 施行期日 平成28年4月1日
- (10) 広島平和記念資料館条例等の一部改正について（市民局ほか）
- 学校教育法の改正に伴う義務教育学校の創設による規定の整備
- （例）公の施設の使用料に係る小人の区分に義務教育学校を追加
- 施行期日 平成28年4月1日
- (11) 広島市消費生活センター条例の一部改正について（市民局）
- 消費者安全法の改正に伴い、消費生活センターの組織及び情報の適正管理に関する事項について定めるもの
- 施行期日 平成28年4月1日

(12) 広島市民生委員定数条例の一部
改正について（健康福祉局）

民生委員の定数を改めるもの

（現行） （改正）

1, 964人 → 1, 971人

施行期日 平成28年12月1日

(13) 広島市総合福祉センター条例の
制定について（健康福祉局）

広島市総合福祉センターを設置するもの

1 位置

南区松原町5番1号

2 指定管理者の指定の手續等

3 使用料

無料とする。ただし、福祉目的以外の
の目的に使用する場合は徴収する。

（例）ホール

3時間まで 9, 750円

3時間を超える1時間までごとに

3, 250円

4 広島市女性福祉センターの廃止

施行期日 平成28年12月5日

- (14) 広島市児童館条例の一部改正に 児童館を新設するもの
 ついて (教育委員会)

名 称	位 置
広島市川内児童館	安佐南区川内五丁目39番32号

施行期日 平成28年5月1日

- (15) 広島市乳幼児等医療費補助条例 1 題名の変更
 の一部改正について
 (健康福祉局)

現 行	広島市乳幼児等医療費補助条例
改 正	広島市こども医療費補助条例

2 補助対象者及び一部負担金の変更

区分	補助対象者		一部負担金 (1 医療機関等につき)	
	現行	改正	現行	改 正
入院	未就学児 及び発達 障害児 (小学1・ 2年生)	中学3年 生まで	なし	現行どおり
通院	同上	小学3年 生まで	初診時 1日 500円 (月4日 まで)	(1) 保護者の前年の所得金額が基準額 (※) 未満 ※扶養人数が2人の場合、給与所得 379万2,000円 現行どおり (2) 保護者の前年の所得金額が基準額以上 ① 未就学児 1日1,000円 (月2日まで) ② 小学1～3年生 1日1,500円 (月2日まで) ③ 第三子以降の子ども 現行どおり

(注) 現行については、乳児健康相談、乳児一般健康診査等の受診者の場合である。

施行期日 平成29年1月1日

(16) 広島市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正について（健康福祉局）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴うもの

介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業者等が特例的に障害者に対する自立訓練を提供する場合の人員、設備及び運営の基準を定める。

施行期日 平成28年4月1日

(17) 広島市国民健康保険条例の一部改正について（健康福祉局）

国民健康保険法施行令の改正に伴うもの

保険料の基礎賦課限度額等を引き上げる。

施行期日 平成28年4月1日

(18) 広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例及び広島市道路占用料徴収条例の一部改正について（環境局ほか）

電気事業法の改正に伴う規定の整備

施行期日 平成28年4月1日

(19) 広島市診療所専属薬剤師配置条例の一部改正について
(健康福祉局)

第4次地方分権一括法による医療法の改正等に伴うもの

1 題名の変更

現 行	広島市診療所専属薬剤師配置条例
改 正	広島市病院施設基準等条例

2 病院の人員及び施設の基準等について定める。

施行期日 平成28年4月1日

(20) 広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について (環境局)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴うもの

(主な改正内容)

非常災害時における一般廃棄物処理施設の設置を円滑に行うため、生活環境影響調査書の縦覧の手続を簡素化する特例措置を設ける。

施行期日 平成28年4月1日

(21) 広島市墓地及び納骨堂条例の一部改正について（健康福祉局）

合葬墓を新設するもの

1 使用許可の要件

(1) 本市に住所を有する者であって、
現に埋蔵しようとする焼骨を所持
しているもの

(2) 死亡の際本市に住所を有した者の
焼骨を埋蔵しようとする者

2 使用料

焼骨 1 体につき 5 万円

施行期日 平成 2 8 年 4 月 1 日

(22) 広島市下水道条例の一部改正について（下水道局）

小規模下水道を廃止するもの

名 称	主たる施設の位置
広島市杉並台下水道	佐伯区杉並台 6 4 番地 7 5

施行期日 平成 2 8 年 7 月 1 日

(23) 広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について（都市整備局）

（主な改正内容）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴う規定の整備

施行期日 平成28年6月23日

(24) 広島市立学校条例の一部改正について（教育委員会）

（主な改正内容）

広島中等教育学校への移行完了に伴う安佐北中学校の廃止

名 称	位 置
安佐北中学校	安佐北区三入東一丁目

施行期日 平成28年4月1日

(25) 広島市火災予防条例の一部改正について（消防局）

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴うもの

（主な改正内容）

火気器具等の離隔距離等の基準について、対象となる火気器具に追加があったことに伴い、その取扱いについて定める。

施行期日 平成28年4月1日

3 その他の議案

(1) ～ (23) 広島市と呉市など
23市町との連携中枢都市圏形
成に係る連携協約の締結に関す
る協議について（企画総務局）

以下の23市町とそれぞれ連携中枢都市圏
形成に係る連携協約を締結することによる
もの

広島 県	呉市、竹原市、三原市、大竹市、 東広島市、廿日市市、安芸高田市、 江田島市	
	安芸郡	府中町、海田町、熊野町、 坂町
	山県郡	安芸太田町、北広島町
	豊田郡	大崎上島町
	世羅郡	世羅町
山口 県	岩国市、柳井市	
	大島郡	周防大島町
	玖珂郡	和木町
	熊毛郡	上関町、田布施町、平生町

(24) 地方独立行政法人広島市立病院
機構中期計画の変更に係る認可
について（健康福祉局）

地方独立行政法人広島市立病院機構に対し、
その中期計画に同法人の新規事業に係る内
容及び料金を定めようとする変更について
認可しようとするもの

病 院 名	事 業 名
舟入市民病院	重症心身障害児（者） 医療型短期入所事業
リハビリテー ション病院	介護保険法に基づく訪問 リハビリテーション事業等

(25) 広島高速道路公社定款の変更に
係る同意について（道路交通局）

広島高速道路公社が定款の変更に係る国土
交通省中国地方整備局長の認可を受けよう
とするもの

(変更内容)

基本財産の額の変更

変更前 A	794億7,960万円
変更後 B	808億2,960万円
増減 B－A	13億5,000万円

(26) 公の施設の指定管理者の指定期間の変更について（市民局）

広島市女性福祉センターの指定期間を変更するもの

1 指定の相手方

社会福祉法人広島市社会福祉協議会□

2 指定期間の終期の変更

変更前	平成28年6月30日
変更後	平成28年12月4日

(27) 包括外部監査契約の締結について（監査事務局）

包括外部監査契約を締結するもの

契約の目的 監査及び監査の結果に関する報告

契約上限額 1,700万円

相手方 住所 広島市中区堺町一丁目
8番1-1302号

氏名 ふくだ ひろし
福田 浩

資格 弁護士

[追加送付等予定案件]

(1) 広島市都市計画関係手数料条例
の一部改正について
(都市整備局)

(主な改正内容)

1 建築物のエネルギー消費性能の向上
に関する法律の制定に伴うもの

建築物エネルギー消費性能向上計
画認定申請手数料を定める。

2 建築基準法施行令の改正に伴うもの

小荷物専用昇降機に係る建築確認
申請手数料を定める。

(2) 広島市指定居宅サービス事業設
備基準等条例の一部改正につい
て (健康福祉局)

介護保険法の改正に伴うもの

指定地域密着型通所介護の事業の人員、
設備及び運営の基準等を定める。

[追加提出予定案件]

- | | |
|----------------------------------|-----------|
| (1) 土地利用審査会委員の任命の同意について（都市整備局） | 任期満了によるもの |
| (2) 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について（財政局） | 任期満了によるもの |
| (3) 広島県公安委員会委員の推薦の同意について（企画総務局） | 任期満了によるもの |

[参考]

- | | |
|---------------------------|-----------|
| (1) 人権擁護委員候補者の推薦について（市民局） | 任期満了によるもの |
|---------------------------|-----------|